

北海道高等教育研究所 ニューズレター

第5号

発行日 2016年11月15日

発行：北海道高等教育研究所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1-1 1原田ビル 北海道私立大学教職員組合連合内

TEL:011-261-3820 FAX:011-272-8186

E-mail : doshikyoso@ybb.ne.jp http://jinken-net.org/heri/

も く じ

- ・開会のご挨拶 北海道高等教育研究所 代表理事 小山 修 1
- ・大学の理念と大学の危機—地方における高等教育を考える 東京大学名誉教授 廣渡 清吾 2
- ・講演会での質疑 20
- ・閉会のご挨拶 北海道高等教育研究所 代表理事 姉崎 洋一 22
- ・参加者からの感想 24

2016年9月19日（北海学園大学）

【特集 北海道高等教育研究所 設立1周年記念講演会】

「大学の理念と大学の危機—地方における高等教育を考える」

東京大学名誉教授 廣渡 清吾 氏

開会のご挨拶

北海道高等教育研究所 代表理事 小 山 修

日頃、北海道高等教育研究所の研究活動へのご理解・ご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、本研究所では、設立1周年を記念して、全国的にも著名な廣渡清吾氏を講師としてお招きし、記念講演会を開催することになりました。

本日、廣渡先生のご講演のテーマとしては、「大学の理念と大学の危機—地方における高等教育を考える」であります。これは、本研究所の中心課題である、国の貧困な大学・私大政策のもとでの大学危機・大学攻撃に立ち向かう北海道の国公私大の取り組みのあり方を考えるものです。具体的には、本講演会では、北海道地域における高等教育の将来的な有り様、特に、私立大学の存続のあり方や、今日、改めて問われている「大学の自治」や「学問の自由」、「大学の民主化」についての今日的課題などを、縦横に語ってもらうことにしています。

なお、本日の講演会の講師であります、廣渡清吾先生の略歴をまず紹介しておきます。

廣渡清吾先生は法学者であり、昨年まで専修大学法学部教授で、現在、東京大学名誉教授であります。専門はドイツ法、比較法、法社会学で、ドイツ法研究の第一人者であり、最近ドイツから勲章を授受されています。このほか、先生は東京大学社会科学研究所所長・教授、同大学副学長、日本学術会議会長等を歴任されています。

このような著名な廣渡先生には、お忙しいところ、本研究所の1周年記念講演会の講師として札幌までお越しいただきました。心より感謝申し上げます。

また、皆さまにおかれましては、なにかと慌ただしい連休の午後、本研究所の講演会にご参集いただきありがとうございます。

それでは、廣渡先生、ご講演を宜しくお願いいたします。

「大学の理念と大学の危機 —地方における高等教育を考える」

東京大学名誉教授 廣 渡 清 吾

はじめに

皆さんこんにちは。廣渡でございます。今日は「大学の理念と大学の危機—地方における高等教育を考える」と題してお話いたします。これは1周年を迎えた北海道高等教育研究所からいただいたテーマです。私は、本題については、日常的に色々考えることがあるのですが、それでも、「地方における高等教育」について具体的に考えたことがこれまでありませんでしたので、今回どこまで皆さんのご関心に沿う報告が出来るか心配をしています。日本の大学の全体状況を見ながら、問題を考えていこうと思います。

今日の話は、以下のような柱立てで進めます。第1に「日本の大学の現状」について、いくつかの統計を見ながら、日本の大学の制度と状況がこんな感じというところを確認したい。第2に、それを踏まえて「大学の理念と大学像」をとりあげます。これまで考えて来たこともありますので、それをお話しして、特に2014年の学校教育法改正に焦点をあて「大学の自治とガバナンス問題」を分析します。第3に、「国立大学法人制度と大学の自治」の問題です。私自身、法人制度が立ち上がる過程において東京大学の現場で執行部として対応してきましたが、基本的な問題があると最初から思っています。そのことについてお話しをしたい。そして第4に、今日、ごあいさつで研究所代表理事の小山修先生からもお話しができましたけれど、「私学の経営問題」について、どのように難局を突破するかは難しくお話しできませんけれど、現状と課題、問題の所在を確認したい。最後に第5として、「大学は何をなすべきか」を考えて話を閉じますが、本当に皆さんのご関心に応えるような報告になっているかどうか自信がありませんので、最初にお断りさせていただきます。

1. 日本の大学の現状

(1) 国公私との並存と私立大学の比重

これはもう皆さんよくご承知の数字です。2016年度の一番新しい文科省の学校基本調査によると、4年制の大学数は777まで増えました。国立86校、公立91校、私立大学は600校で、大学数で77.2%。学生数を取りますと73.5%を占めます。4年制大学への女性の進学率は43.4%まで伸びてきております。このように、日本の大学は国公私設置者の異なる大学の分業・協業関係で成り立っているということです。その中でも、8割に近い比重をもつ私立大学のプレゼンスが大きい。これが日本の大学システムの特徴ですね。ヨーロッパは国立、連邦制の場合ですと州立が中心です。アメリカは歴史的に元々高等教育を社会の側で推進するという形で進んできました。平等化の視点が入り、州立大学を創って、低めの授業料で教育を進めるという体制です。アメリカは、こうして日本と同じように私立と州立が混在していますけれども、比重としては州立が大きい。2年制・4年制の大学、つまりカレッジとユニバーシティを含んで学生1800万人の内1370万人を州立で教育をしています。アメリカと比べても日本は私立大学のプレゼンスが大きいという点で、世界で冠たるものであるということですね。

（２）高等教育への公財政の支出の国際比較

高等教育への公財政の支出の国際比較は、いろいろなところで取り上げられています。2日前の日経新聞でしたか、初等中等高等教育を合わせて教育全体に対する公財政の支出の国際比較を記事にしていますが、OECD33か国のうち日本は32位、GDP比で3.2%。OECD平均は4.5%です。高等教育についても日本は同様の位置にあって、OECD平均では、公財政支出はGDP比で1.1%、日本は0.5%、これはずっと変わっておりません。ドイツ、フランスは国立・州立が中心ですから1%を超えている。アメリカや韓国は、公財政支出も、私的な家計負担も非常に大きい。こういう状況があつて、日本の国公私という混合形態の大学制度の中で、日本の場合には公財政の支出の割合が非常に小さいという特徴があります。

（３）公財政支出の国立大学への偏り

それをもう少し見ると、公財政支出の国立大学への偏りが明らかになります。これは格差問題ですので、私立大学の側からはこの格差を何とかしろということになる。そうすると公的財政負担をもっと増やすか、増やさないとすれば国立と私立の配分を変えることになりますが、しかし国立も大変な状況にあるので、これをどう考えるかという問題がでてきます。さしあたり国立と私立の格差を問題にすれば、国立大学には一般運営経費として運営費交付金が渡されていますが、2013年の決算によれば学生あたり150万円になる。私大助成は14年度の実績ですけれども、学生1人当たり16万円です。これを見れば格差が歴然としている。私大助成が2016年度の決算ベースで補助率が9.9%まで下がったことが大きく報道されたところです。2014年度は10.3%でした。こうして、世界の学費は日本の私学が一番高いという事態になっている。アメリカが138万円で、日本の118万円を超えています。アメリカの場合、私立大学も含めて奨学金制度が非常に進んでいますので、それを相殺して考えると、実は世界で一番高い授業料を取っているのが、日本の私大だというわけです。フランスやドイツは国立、州立ですから、1年間9万円、6万円。これは殆ど手数料のレベルということになります。日本の私立大学はこんなに高い授業料を取っているのに、それに見合った教育を行っているのかということが客観的には非常に深刻な問題になっている。

（４）国立大学における理系の比重の大きさ

これに絡むのが、文理の比重です。これは日本の大学制度全体の中の比重と、国立私立の関係が相関しています。学部学生数の分野別の構成比をみると（2016年度）、全大学をとると、人文科学系14.3%、社会科学系32.3%、教育系7.4%、芸術系2.7%、全部足しますと56.7%で、日本の大学全体では文系の学生の数の数が過半数です。理系（理・工・農・医歯・薬・家政）は小計で29.6%、どちらかに分析出来ないその他の情報系とかで13.7%ということですが、国立大学だけでみるとどうなるか。国立大学では、文系の学部が111、理系の学部は141。学生定員で見ると、人文系6%、社会系15%、教育系16%で合計37%です。国立大学は理工系の比重が相当高い。旧7帝大を取るともっとはっきりします。文系の比重は、北大25%、東北29%、名古屋23%、九大22%です。東大39%と京大34%は、国立大学平均に近い。阪大が42%で旧7帝大にしては高いのですが、これは大阪外国語大学を統合した結果です。もともと戦前には、九大と名古屋と大阪には文系の学部がありませんでした。このように国立大学への公財政支出の偏りは、理工系への偏りと重なり合っています。

（５）院生数（国立約60%）の分野別比率の国際比較

これに関連して大学院をみましょう。研究者とより高度な専門家を養成する大学院は、社会の知的構成に大きな影響を与えますので、国際比較はその社会の特徴を示すことにもなるでしょう。日本の

大学院は国立が約6割を占めています。構成は、人文・芸術系が9.2%、法経が15.7%、理学7.4%、工学32.2%、農学5.0%、医学歯学薬学14.2%、教育学5.5%になります。工学系のウエイトが非常に高い。工農医薬歯を足すと過半数になります。これをイギリスやフランス、先進国と比べると違いが非常にはっきりします。イギリスは法経の割合が35.8%、工は12.9%です。フランスは人文・芸術系のウエイトが非常に高く28.4%、社会科学系が26.5%、理系は全部合わせても20.0%、教育系が23.4%です。そういう意味では、フランスが一番バランスが取れている。日本と比較すれば、人文・社会系の比重がとて大きい。これがどんな意味をもつかは、社会論、文化論の課題でしょうね。こんなバランスだから、フランスは経済的に落ち込んでいるのだと日本の経営者は言うかもしれません。修士号・博士号取得者数の国際比較も大体この院生の数に対応していますので、人文系の、或いは社会系のドクター号を持った政治家などがイギリスやフランスでは、ドイツでも、ごく普通です。日本は工学修士・博士の比重の大きさが非常に目立ちます。国立大学への公的財政支出が偏っているというのは、国立大学における、自然系への偏り、工学系への偏りという傾向によって特徴づけられています。国立・私立の格差はこの文理の格差問題と併せて考えなくてはいけないというのが、統計をみてもすぐに指摘できる論点だと思います。

(6) 北海道の大学

北海道の大学は、合計39大学です。関連する統計をみていて、ちょっと気が付いたのは、北海道の4年制大学の進学率は全国平均の51.5%に比べると41.6%で低めです。そして、男女比、男子の進学率と女子の進学率の格差が一番大きいのが北海道です。これは4年制大学への進学率の比較ですから、短大とか専門学校への進学はカウントされていません。女子の進学率をこれだけで問題視するのではなく、総合的な分析が必要でしょうが、4年制大学への進学率の男女格差が一番大きいのが北海道ということは、確認しておくべき論点かと思います。全国平均では男子55.4%、女子47.4%になっています。進学率が一番高いのは東京都の72.8%ですね。最下位は鹿児島県で35.1%です。鹿児島県は勿論女子の進学率も29.2%で非常に低い。全国都道府県のうち、唯一、女子の4年制大学への進学率が男子を上回るのは徳島県です。これも小山先生が最初に仰いましたけれど、OECD平均で行くと4年制大学への進学率は62%です。日本はこの平均をまだ下回っています。アメリカ、韓国、オーストラリアはいずれも日本を大きく上回っています。イギリスもそうです。ドイツやフランスやイタリアは日本よりもやや低い。これらをどう評価し、分析するかは一つの論点かと思いますが、総じていえば日本の進学率はまだまだ上がる可能性が大きいということになるでしょうか。

(7) 北海道の大学・文系の比重

北海道における私立大学と文系の比重について、みてみます。全国平均では、学生定員総数に文系の占める割合は62.8%ですが、北海道は56.3%なので相対的に理系の比重が高い。これは北海道の国立大学の理系の比重の高さが反映している。私立大学の割合は全国で84.8%ですが、北海道は72.9%です。それからこれもどのように分析し、評価するのが難しいですけど、数字だけ言いますと、北海道の出身者が北海道内の大学に行くか、或いは他の都府県の大学に行くという流出率をみると、全国平均は56.8%で、半分以上の進学者が自分の高校のある都道府県と別のところの大学行くということですけど、北海道は31.6%で北海道に留まる割合が平均よりも大きくなっています。ついでに言いますと、文系割合が一番低いのが徳島。一番高いのは奈良。私学割合が一番大きいのは東京。東京は国立の比率が本当に小さいですね。最低は0%で、鳥取と高知には私立大学がありません。それから進学者の他県への流出率が一番高いのは和歌山。一番低いのは愛知で

す。このような都道府県単位の特徴づけも、地方における高等教育を考えるについて、重要なデータだと思います。

以上、日本の大学問題を考える上でいくつか目についた数字だけをご紹介します。これらを前提に次の大学の理念と大学像という話に進みます。

2. 大学の理念と大学像

「大学の理念と大学像」という場合、そんなことをいくら言ってもしょうがないじゃないかということになるかもしれません。大学の理念が憲法で決まっています、その下で大学のカリキュラムポリシーやアドミッションポリシーや、そういったものが法律上規定されているというわけではない。とはいえ、大学の理念というのは、これまで大学の歴史の中で色々な形で大学というものが語られ、運営されてきた、そういうことの中から、次第に歴史的に形成されてきたものだという事だと思います。ともあれ、これを考えるときには日本の現行法である学校教育法に大学が定義されていますので、法律学者として大学とはなにかを言おうとするわけなので、学校教育法83条の大学の定義を手掛かりに始めることにします。

(1) 「学術の中心としての大学」

それによると、「①大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。②大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と規定されています。第2項の社会貢献に関わる箇所は、オリジナルな規定の改正によって付加されたものです。短期大学については「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目標にする」（同法108条）と規定して、4年制大学との差異が示されています。

さて、この規定において「大学は学術の中心」というところに本質的な意味があると思われまます。では、「学術の中心」とは何か。この概念は、大学の法律上の定義の核心ですから、「学術の中心」とは何かということについて、大学においても、大学政策を論ずる場合でもこれをキーワードとして考えるべきだとかねてから思っています。さてそうすると、「学術の中心」のその「学術」とは何かが問題になります。これについては、日本学術会議で仕事をしているときに議論をして、2010年4月に『日本の展望—学術からの提言』と題する報告書を発表しました。これは学術会議の会員と連携会員合わせて1300名以上が協力して仕上げたものです。この報告書を作るときには、「学術とは何か」が本質的な議論になりました。もちろん、それ以前から大学の問題を考えるときに、「学術の中心」という学校教育法の概念をどう理解するかということを考えてきました。

ここでは結論的に申しませんが、学術というのは諸科学およびその科学の成果を実装する、つまり科学の成果を実社会にうつす技術の総体である。もともと「学術」という概念は、総合的なバランスのとれた諸科学および技術の発展を概念的に内包するものとして立てられている。その学術の「中心」としての大学は、このような総合的諸科学と技術の総体を担うものというコンセプトを本質的なものとしているというのが、ここでの問題意識です。

ちなみに「学術」と「科学」の用語の使い分けですが、科学は個別の諸科学（物理学とか化学とか）を指す場合と諸科学の総体を指す場合があり、後者の意味で使うときには、この「科学」は「学術」と同じ意味で使います。

「学術」を社会との関係で考察すると、2つの側面があって、一つは「学術のための学術」、**Science for Science**、「科学のための科学」ですね。つまり科学はそれ自体の為にあるというのは、科学は真理を追求するものだから、あることを明らかにしたい、あることについての真理を明らかにしたいということについて、「何のために」ということは無い。何のためにということは無く、真理を探究する事それ自体が目的であるという原理にたつ学術・科学のあり方です。これが科学の根本的なあり方である。これはどういう議論をする場合でも、根本的原理であって、これを曖昧にすると、学問の自由などというのは成り立たないということになります。

真理をただ真理として追求することが学術・科学の根本的な原理ですが、しかしもう一つの側面は、「社会のための科学」、**Science for Society** というあり方です。とくに現代において、この側面を等閑視できない。というのは学術の営みは真理を追求するという、つまり経済的な利益を生むかどうか分からない、ビジネスと関係がない、しかしそれは人類のための活動であるという、そういう仕事ですから、学術のための学術というのは、社会の応援の下でしか成り立たないわけですね。そういう意味では学術の成果を必要な限りで社会のために生かすということをおわせて学術の側も考えなくてははいけない。しかし、この、**Science for Science** と **Science for Society**の2つの側面を統一するのは基本において「制約のない真理の探究」においてである。「学術」をこのように理解し定義した上で、その「中心」という大学のあり方が考えられなければならない。大学は「学術の中心」であるというところに、なによりも大学の理念の基本を求める必要があるということです。

(2) 「制約のない自由」のための大学の自治

ここで「制約のない真理の探究」と言ったことの意味についてですが、学問の自由が「誰から、何から」の自由だと言え、大学が向き合う国家・社会です。大学改革を論じるときにはこのことを絶えず考えざるを得ないわけですが、このように整理しています。真理を追求するのは何のためにということはないわけです。しかし、その真理の追求は、客観的に見ると現在の社会や国家のトレンドとある関係に立つことになる。トレンドというのは、政府が期待しているものとか、或いは社会の中の有力な部分である企業が期待しているものであるとか、或いは国民一般が期待しているものであるとか、そういう時代の精神といったものです。真理の追求は、客観的にみると、このようなトレンドと異なった3つの関係にたちうる。第1に、真理を追求する学問の活動がこのトレンドと同じ方向にあるかもしれない、あるいは第2に、まったく異なった方向にあるかもしれないし、或いは全く反対の方向を向いているかもしれない。そして第3に全く無関心、社会のトレンドなどとは全く無関心、誰がみても関係が無いというもの。ノーベル賞をお取りになった小柴先生は、新聞記者に「あなたの研究は何の役に立ちますか」と聞かれて、「何の役にも立ちません」と仰いました。ですから、制約のない真理の追求、制約のない自由という場合には、その真理の追求が色々な、つまり社会のトレンドとの関係では色々な方向を向いているということが前提であり、どんな方向にも開かれていることが重要であり、そのことが学術・科学の条件なのだということです。そのような学術・科学のあり方こそが、人類社会や或いは日本の社会の長期的な発展に貢献する。真理を追求することそれ自体は、当面何のためにといえ、なにもないが、真理を追求することそれ自体に重要な意味があるということ、このことが「学術の中心としての大学」というコンセプトの核心だと思います。

この制約のない自由という考え方を思い浮かべている時に、フランスの哲学者のジャック・デリダの『条件なき大学』という本があることを知りました。原題は、“*L'Université sans condition*”です。これは2001年の出版で、日本では2008年に翻訳が出版されました。デリダはその中で「近代の大学は

条件なきものでなければならない」と言います。近代の大学とは、1810年創設のフンボルト大学から近代の大学モデルがはじまるといわれますが、19世紀以降の大学を指しています。デリダによれば、「学問の自由と呼ばれるものの他に、問題や命題を提示したりするための無条件の自由、さらには言えば研究、知、真理についての思考が必要とするすべてを公的に言う権利を大学は持たなくてはならない。」何のためにか、それは「あらゆる経済的な合目的性や利害関心に奉仕するすべての研究機関から大学を厳密に区別するためだ」と。デリダの問題関心がよく分かりますね。フランスの大学も含めて研究というものが、その時々々のナショナルな経済的インタレストに奉仕するものにどうしても誘導されてしまう。そこを峻拒して大学のあり方をはっきりさせるべきだというのがデリダの考え方です。「プロフェッサー」は「プロフェス」に由来し、大学のプロフェッサーは社会に対して発言し、そのことに最後まで責任を持って自らを持すべきものである、とデリダは言います。もちろん現実においてデリダ的に貫徹することは難しいかもしれない。しかし、理念的にはまさに大学とはそういうところであるということを確認することが重要です。そして、これは大学が「学術の中心」であるということに基づける原理でもあります。

そこで制約のない自由というものを大学の研究教育の原理とした場合には、その制度的な保障としての大学の自治というものを位置づけなければならない。「学問の自由と真理のために必要なすべてのことを言う無条件の権利」とデリダは言いました。これを保障するもの、大学において教育と研究に携わる一人ひとり、私は教師と学生を含めて学問の自由の担い手であると考えべきだと思っていますが、これを保障するための制度が大学の自治です。それゆえ、学術の中心である大学は、その学術の中心としての役割を果たすために大学の自治が必要だということになるはずのところであり、そしてこれまでの大学論はそのように議論を立てていました。2014年6月の学校教育法改正は、「大学のガバナンスを改革する」という旗印の下に、これとは違った考え方を打ち出しています。これについては企業経営者のプッシュが大きかったとみられますが、要するに企業のように大学を運営しろという視点が強調されることになりました。トップマネジメントのリーダーシップを強化して、上から一元的にトップリーダーの意思や意図が貫徹するような大学にしろ、企業と同じように大学のガバナンスを考えよということで法改正が進みました。学校教育法の改正についてはあとで取り上げますが、ちょっとその前に迂回をして大学の自治について少し触れます。

(3) ヨーロッパにおける大学の自治の位置づけ

日本では、文科省は「大学の自治」という用語を使わずに「大学の自主性」と言っていますが、では他の国々ではどうなっているのか。アメリカのことは難しいのでヨーロッパの例です。ヨーロッパには47カ国850以上の大学と学長が参加しているヨーロッパ大学協会という団体があります。このヨーロッパ大学協会のウェブサイトを見ますと、ヨーロッパの大学のガバナンス改革、その中で大学の自治がどういう役割を果たすかということについての調査研究（2009-2010年に行われた）が紹介されています。これによると、まず「21世紀に入って大学は伝統的あり方をこえて社会の大きな変化に対応し改革を必要としている」と書かれています。これは全く日本でも同じですね。さらに「この認識の下で大学改革は進んでいる。この改革への期待にこたえるために、大学のガバナンス改革が必要である」と続きます。これも日本と同じです。日本でもそのように言われます。さて、ここからが違うのですけれども、「この改革は大学と権限を持つ公的機関の関係」、日本で言いますと大学と文科省・政府ですね、および「大学内部組織の改革に導く」というわけです。「大学のガバナンスとは、大学の自治、学問の自由、そして制度的アカウンタビリティに強く関係づけられるものである」、そこで「増大する制度的自治こそが、大学に対する新しい要請にベストの形で答えることを可能にするキーとなる要素である」という位置づけの下で、各大学における大学の自治の現状が調査されています。

ヨーロッパの大学は、現代社会の新たな課題に対応するための大学ガバナンス改革の中心に制度自治の拡大を位置づけている。つまり、大学の自治をしっかりさせることが、21世紀に入った新しい社会の諸条件に対応して大学を改革することになるんだと考えているわけです。

この調査では、大学の自治が4つの次元で対象化されています。皆さん大体ご承知の通りです。第1に学問上の自治（教学・研究）、第2に財政上の自治、第3に組織的自治（大学の組織運営・意思決定）、そして第4に人事の自治（採用・賃金・昇進）。そしてこの調査研究の目的は、多くの個別の大学の調査を通じて、どういう自治モデルが適切な自治モデルかということを探究することとされています。

（４）日本における大学ガバナンス改革の問題

そこで日本の大学のガバナンス改革である2014年学校教育法改正をみることにしましょう。この改革のバックボーンは何だったか。改革を動機づける現状認識は、次のようなものでした。すなわち、「既得権に固執し決定がおそい教授会はスピードある改革の障害物である。学長に法的にすべての決定権限を集中することが必要である。大学も企業と同様のトップダウン方式が求められている。」改革をスピードを持ってやろうとすると、余計なことを言う人は邪魔ですねということが、正直に改革の必要性を裏付ける認識として示されています。制度改革の柱は教授会の審議決定権の否定、教授会には何の権限もないということを法律上明確にしました。これまでは学校教育法上、教授会に審議決定権を与えていても法律違反にはなりませんでしたが、改正以降、それは法律違反であることになりました。教授会に与えられた役割は、学生の学力判定について学長の諮問に応じることです。明確に諮問機関となりました。学長が意見を聞く機関であり、学力判定については必ず諮問することになっていますが、あとは学長が裁量で聞いてもよい、という位置づけです。改正前は、「教授会は重要事項を審議する」と規定されていただけでした。したがって各大学は大学自治の下にそれぞれ教授会の権限についてルールを作っていたのです。このような自治的なルールを否定し、一律に教授会を諮問機関化することが法改正の目的でした。学長を縛るような拘束的な決定を教授会にする権限はなく、そのような権限をあたえる学内規則は法律違反なので、チェックの上、法律にあわせて学内規則を改正せよと文科省は各大学に通知し、点検しましたね。したがって教員の採用に際して、教授会の議に基づいて、学長が任命するという人事方式は改革法では法律違反として許されないことになりました。学部長の選考についても同じです。国立大学でも私立大学でも人事は教授会で行う、教授会で決めたことを学長が認めて発令するというのが普通のあり方でしたが、法律上これは否定され、大学では学内ルールが改正されました。実際上は、学内ルールを改正するけれども、これは法律に合わせるためだ、文科省の顔を立てるためであるから学内的にはこれまで通り、教授会で決めてください、それを学長が認めることにしますという内々の約束を行いつつ、進めたところもあるかもしれません。しかし、反対に文字通り改正法をたてにとって、一挙に学長の専権体制を作り出す大学も出てきました。たとえば、教授会が学部長を選ぶときには3人選んで学長に持って来い、学長はその3人の中から学長の意に適った人物を任命するなどの例は、改正法の立場からすれば、当然であり、まだまだ微温的ということになるでしょう。このように学校教育法の改正は、大学の内部自治のあり方に介入し、学内の運営に大きな影響を及ぼしていると思います。問題はこういう大学のガバナンスを構想するその基礎にある大学像です。学長に権限を集中して、教授会の一切の審議決定権限を否定する。この考え方はどんな大学像に立っているのか。この大学像によると、大学運営に責任を負うのは学長のみである。教授会が色々なことを言っても学長を縛っても、教授会メンバーは大学の運営について社会や政府に対して責任を負うことができるか、というところできない。責任を負うことのできない教授会に決定権を与えることは間

違いであり、責任を負うことのできる学長にのみ、その責任履行の条件を作るためにすべての権限を与える、ということなのです。

そうすると、ここから必然的に何が出てくるか。学長がただ一人責任を負い、権限をもつ主体であるという考えは、大学の教員、職員、学生を、かれらが大学の内部の構成員であるにもかかわらず、学生の父母や、大学の外の企業や或いは国民や社会一般と同様に「大学のステークホルダー」と位置づけます。改正法を根拠づけた委員会の説明文書によるとこうなのです。「ステークホルダー」というのは利害関係者です。つまり、大学の教員も職員も学生も大学の外の企業その他と同じように大学に利害関係を持っている人にすぎない。学長は、こういうステークホルダーに、つまり、教師や職員や学生や学生の父母、大学外の企業、そして社会と国民一般に、大学運営の責任を持つというわけです。これが、学長への権限集中という制度を作った基礎になる大学像です。私は、このような大学像を、「学長＋ステークホルダー」論と呼んでいます。しかし、皆さん、これで大学の自治はいったい誰が担うのか。学長が一人で担うのか。学長が一人で担っている大学の自治っていったい何だろうか。文科省からすると本当にやりやすいですね。学長会議をやって、こうしてくださいね。こうしていただかないと色々な問題が起きますよと言ってしまえば簡単に、大学を変えることが出来るということになるでしょう。

(5) 「大学コミュニティ論」の核心

そこで私は、大学を「学長＋ステークホルダー」論で捉えることが誤りであり、大学は「学問の自由を支える自治のコミュニティ」であると反論しています。これは、目新しい考えではなく、近代の歴史のなかで形成されてきた伝統的な考え方を踏まえて、これを21世紀の大学の課題を見据えながら発展させるものだと思います。大学に対して真理を探究する研究と高等教育を担うことを付託している社会に責任を負うことは、学長だけで出来るような課題ではない。大学のコミュニティでは、教員と学生が学問の自由の実践者です。そして職員はその活動を支える。学長は大学の先頭に立って、教員・学生の教育研究活動を支援し、対外的にそれを擁護し発展させる責任を負うと考えるべきです。大学が社会に対して果たすべき責任、これを「大学の社会的責任」というとすれば、学問の自由を与えられ、自治を与えられて、教員と学生と職員が、大学らしい大学を創る。学生は学びながら自ら育っていく。そのこと自体、その活動を成功させることが大学の社会的責任である。これは大学のコミュニティによってはじめて成し遂げられる課題である。そのコミュニティの先頭に立つのが学長である。コミュニティは、内部的自治のあり方を確立し、対外的に自治を主張し、擁護する。大学コミュニティ論にたつ大学像は、このようになります。

大学コミュニティ論は、大学を経営体として、その効率的運営や成果を目指すことを本質的課題とする大学改革路線と相いれません。日本ではこのことが大学政策のなかで明らかになりつつあります。私の専門はドイツ法ですが、ドイツの大学はまさに大学コミュニティ論で成り立っていました。ドイツにおいては、1960年代の大学闘争の中から1974年に連邦法として大学基本法という法律が生まれ、その大学基本法によって大学は4つの自治をもつグループから構成され、構成員自治に基礎づけられる団体であることが規定されました。4つのグループとは、教員、職員、若手研究者（助手層）、そして学生です。それぞれが自治のグループであって、この4つの自治のグループが大学の自治を構成するというものです。しかし、ここでも改革の波のなかで、この法律は廃止することが連邦議会で決められました。構成員自治に代わる新しいコンセプトを連邦全体で共通に作ることはおそらく困難なので、各州に委ねているというのが現状です。そのなかで、改革路線として有力に主張されているのが「大学財団」論です。法律的にいうと、個人以外に、法的に活動を行う存

在は、「社団」と「財団」に分けられます。社団は、多くの個人があつまって形成する団体です。財団は、個人の集合体ではなく、一定の財産が活動の主体となります。

もちろん、財産は自分で意思をもちませんから、財団には財産を管理する組織が作られます。社団は、それを形成する人たちが社団の構成員（メンバー）ですが、財団には構成員はなく、財産と管理者だけがいるというものです。大富豪が自分の資産を寄付して財団を作る、たとえばビル・ゲイツ財団を思いうかべてください。

以上のように社団と財団を区別すると、大学コミュニティー論は、大学の社団的理解にたっています。教員・職員・学生が社団のメンバーです。これに対して、「学長＋ステークホルダー」論は、大学という施設を財産として、学長がその財産管理人になるというイメージです。つまり学長が管理・運営する財産として大学がある。その財産とは、機能する財産ですから、教師と学生がいて教育と研究をするというシステムを持った財産です。これをトップである学長が管理をする。ドイツの大学財団論も、大学構成員の自治的地位、管理運営への参加を排除し、学外者をいれた諮問委員会の下で、学長が専決的に大学を運営するという体制が構想されているようです。日本の学校教育法改正は、大学を大学コミュニティー・社団型大学から、財団型大学に変えようとするものだということになるでしょう。

大学コミュニティー論を踏まえて大学のあり方を考えるときに、一番の核心は教員と学生の関係です。教員と学生の関係が一定のあり方を持たないと大学コミュニティー論は成り立たないということです。大学において教員は学生に知識・技術を伝えるだけではない。いきなりになります、近代の大学の理念を示したフンボルトの理念、色々な理解の仕方がありますが、一番素朴に理解するとフンボルトの理念というのは「研究と教育の統一」と言われます。この研究と教育の統一というのはしばしば誤解されていて、大学の先生というのは研究する事を教えればよい、これが研究と教育の統一だとされたりしますが、そうではなくて、学生が自分で真理を求める活動を行うように教育をする。教育は研究である。研究は教育であるというのはそういう趣旨ですね。したがって、フンボルトの理念に依ったベルリン大学では初めてゼミの演習、実験、論文を執筆させるなどという中世の大学にない新しい教育メソッドを開発して、これが、近代の大学のあり方を示すものになったと言われています。大学コミュニティー論を主張しようとするれば、このような教員と学生の間関係をカリキュラムとして実現しなければいけない。学生が単なる受け身の存在で、教員の持っている知識・情報をただ受けとる、どれだけ受け取れたかを評価されるということではコミュニティーにはならない。学生自身が学問の自由の下で自分で研究する、たとえ教員の研究から比べればプリミティブなものであったとしても、自分の頭で考えて何かそれなりの真理を追求するという、それが教育の中身にならなくてはいけない。ドイツのミュンヘン大学の先生が同じことをあるシンポジウムで言っていましたし、日本の私学の学長さんもアクティブラーニングの話をする時に、これはフンボルトの理念と同じだということを書いていました。いま打ち出されているアクティブラーニングの中身については批判的検討が必要でしょうが。

そこでこのまとめです。学内世論を無視して強権をふるう学長、メディアが取り上げたい学長像ですが、そういう専制的なリーダーシップは一時的な対外的なパフォーマンスとしては見栄えが良いし、ひょっとして一時的に成功するかもしれませんが、大学の研究教育活動というのは2年とか3年、5年や6年で決着がつく、そういう社会的なプレゼンスの問題ではないわけですね。大学というのはまさに持続的に真理を追求し、人を育てる役割を一定の地域の中で果たしていくというものですから、持続的な実効性は専制的パフォーマンスには期待できない。改革の中身が学内に説得力を持っている。実際に教職員のパフォーマンスがそれで上がる。皆の協力を獲得することが

出来る。学生の学力もアップしたという実績が上がらないと、いくらリーダーシップと言ってもそれは砂上の楼閣にすぎません。学長さん達に聞くと、多くの学長さんは、トップリーダーシップだけで大学の運営が出来るなどと考えていないですね。大学の中の色々な意見をまとめ上げて、教員の協力を得て、職員の協力を得て、そして一緒に学生を育てていくという大学を創るというのが、良識とみられます。何故そういう良識が広く共有されているにも拘わらず、学校教育法改正が通ってしまうのかということが実は問題なのかもしれません。そこが問題だということも指摘しておきたいと思います。

3. 国立大学法人制度と大学の自治

(1) 国立大学法人制度の成立経過と問題

次に国立大学法人制度の問題に移りたいと思います。私自身はこの国立大学の法人制度が浮上して以降、東京大学ですっとこの問題に付き合ってきました。ですからリアルタイムで色々な問題を考えざるを得なかったということですが、一言で言ってしまうと、国立大学法人制度は、行政改革が出発点であっていかなる意味でも内発的な大学改革の路線ではなかったということですね。この出発点の確認は重要なことです。大学の外からの都合で、国立大学の法人化が行われたので、国立大学が自分達の頭で考えてこうすると大学は発展するということから出てきたわけではない。今になるとだんだんそういうことは忘れられてしまう。1998年の10月に大学審議会が「21世紀の大学像と今後の改革方策について一競争的環境の中で個性の輝く大学一」という答申を出しました。この時点の情勢把握で言うと、政府が行政改革の名の下に、独立行政法人という形で大学の法人化を推進してきそう。そこで先手を打って、大学側が自主的な改革を打ち出してそれを防ごうというのが大学審の答申の位置づけだったと思います。したがって大学も自主改革路線を考えただけですが、結局そうならず独立行政法人化の方向が政府からでてくる。政府機関の抱えている仕事のうち、政策的な、裁量的な決定が必要でない仕事は外に出してエージェンシーにやらせれば効率的だ、イギリス流のこのエージェンシーが日本では独立行政法人制度として構想されたのです。大学もこれに乗せようと当初政府は考えたのですけれど、とてもじゃないけれど大学の仕事は独立行政法人でやるような仕事とは違います、造幣局でコインを作るという仕事と大学の仕事は同じなんですか、違うでしょという話になって何とか食い止めた形態が「国立大学法人制度」でした。これは、大学と文部省が政府の行政改革推進に対するアベック闘争によって「独立行政法人化」への流れを食い止めた成果ということに一応なりました。

国立大学法人制度の積極的意味付け、そのときのうたい文句は、これによって「大学の自主性」が高まるというものでした。それまで国立大学は国家機関の一部でした。ただし、教育公務員特例法によって人事権だけは認められていました。国立大学の人事権は教育公務員特例法によって、教員や部局長の選考は教授会の議に基づき、また、学長の選考は評議会の議に基づいて行われる。

「議に基づく」というのは、文科大臣の任命権を拘束する意義をもちました。つまり、国家公務員だけれど、その任免は、大臣ではなく大学に実質的権限が法律によって認められ、この人事の自治の保障が、大学自治の核になったわけです。あとは慣行上の大学の自治ですね。これに対して法人化というのは、大学が法人になります。国家機関の一部ではなくて独立の法人になります。だから自主性が高まります。自主性が高まることによって行き詰っている大学財政を打開する、これがうたい文句で始まりました。もちろん、国立大学法人ですから、依然として国費でまかなわれます。しかし今度は、独立の法人として自主性をもってお金を貰うということになるわけですから、「渡し切り交付金」という形式で、支出費目の拘束なしに予算をもらうことになります。とはいえ、何に使うか分からないお金を税金からだすわけにはいかないということで、お金をもらう条件として

活動の目標と計画を作成するという方法がとられます。そのために導入されたのが中期目標・中期計画の制度です。お金を渡し切りにするわけだから、このお金をちゃんと国民に対して説明出来るように遣うためには目標と計画をはっきり大学として示してくださいね、ということです。それゆえ、渡し切り交付金である運営費交付金制度と中期目標・中期計画の制度はセットで国立大学法人法に導入されたわけです。

それでは、法人制度の導入で、国立大学の財政問題の行き詰まりは打開されたかということ、国立大学全体としては、窮乏化の状況になっています。財務省の圧力もあり、自主的に稼げ、ということで、国から渡されるお金が減っているからです。細かいことは省略しますが、2004年度、国立大学が法人化したその段階では運営費交付金の額は1兆2415億円でした。これに各大学の授業料と付属病院の病院収入が加わります。法人制度は、中期目標・計画の期間が6年ですから、1期、2期で12年経って2016年度から第3期に入りました。2016年度の運営費交付金が1兆945億円です。12年間を通じて1470億円減少しました。私はこの3月まで東京の私立の専修大学というところにいましたけれども、専修大学の1年間の財政規模は220億円です。20億円が私学助成でした。ですから専修大学規模の大学が、専修大学は7学部の文系だけの大学ですけれども、6つか7つくらいが消えたということになります。

(2) 「上からの大学改革」の手段

そこでこの国立大学法人制度とは一体何なのかということです。大学が自分で改革しようと思って作った制度ではない。行革由来の制度です。行革というのはコストを削減するための制度なのだから、大学に国から出るお金を少なくするのは当然じゃないかと財務省は位置づけている。大学側からすると、それでは大学を運営できませんということです。これに加えて、中期目標・中期計画の下で大学が運営されなければならないという制度になりました。大学は自由に遣ってもいいお金を国から貰う。その条件として文科大臣が示した中期目標に従って大学は中期計画を作る。大学が作った計画は、文科大臣が認可し、ゴーサインがでる。つまり中期目標・中期計画制度というのは、非常にあからさまに言うと、文科省の指示と認可の下に大学を運営しなければならない制度だということなる。もちろんそんなにあからさまには実際に運営されていません。大学の意見を聞いて大学の中期目標を文科大臣が考えて渡す。大学に作らせて、はい、これで結構ですよ。文科省の役人が鉛筆をなめてここは書き直した方がいいですねと言いながら共同作業で中期目標と中期計画は出来ているということですけれども、このシステムは、言ってしまうと政府・文科省の上からの大学改革を進める手段として大いに機能することになりました。今年から第3期に入りましたが、第2期の半ばごろからそれこそ社会の変化に応じて大学を改革しなければならないという動きが非常に強くなります。

国立大学法人の第3期が始まるときには大いに改革してもらおうじゃないかという政府・文科省のポジションが固まります。2012年の6月に文科省は「大学改革実行プラン」を作ります。その中に「大学は社会変革のエンジン」と書かれていて僕はびっくりしました。社会変革のエンジンですよ。大学にそんなこと出来ますか。どうしてこういう言葉が使われるのか。大学に対する社会の期待が大きい。それは歓迎すべきことであることかもしれません。しかし、過剰に期待されると、大学の本来のあり方がひん曲がるということになりかねません。「社会変革」って大学がするものでしょうか。非常に大きな違和感を持ってこの文章を読みました。これに基づいて2013年の11月に文科省は「国立大学改革プラン」を発表し、これは第2期の終わり頃ですが、第3期に向けて国立大学は準備を始めなさいという改革プランを出します。第2期の終わり2013年～2015年を改革加速期間と呼んで、第3期には国立大学に3つの選択肢を示すから自分の大学はどうするか決めて下さいという

問題を出しました。

第1に世界最高の教育研究を展開するか、第2に強みのある分野での全国的な教育研究拠点になるか、第3に地域活性化の中核拠点になるか、どれか選んでくださいというわけです。学長さんからすると、3つともやるよ、やりたいよねという感じなんじゃないかと思います。当然国立大学の側からは、こういう枠づけは自分達で考えて大学のあり方を決めるといふ大学の自主性を弱めるものだという批判が出てきました。しかし批判をしても最後は中期目標・中期計画を立てる段階で文科省からどうするんですかと言われれば、もうそれ以上強いことは言えないという枠組みが国立大学法人制度の中で作られてしまっているということです。

(3) 「文系の危機」問題

この経過の中でいわゆる皆さんご承知の「文系の危機」、文系の軽視問題というのが出てきました。第3期の計画を立てるといふそのプロセスの中で2015年6月に「国立大学経営力戦略」を文科省が策定し、これに基づいて第3期の中期目標に反映する組織および運営の業務見直しに関する文科省高等教育局長通知が各大学あてにいただきました。これが人文社会系の見直しを要求する通知として問題となったものです。

ということが書いてあるのか。問題になった箇所は「特に教員養成学部・大学院、人文社会系学部・大学院については、18歳人口減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学の役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むものとする」というものです。教育系だけを言っているわけではなく人文社会系全部を問題にしている。教員養成の問題については教育学部の中で教員養成コースを設けていないところについて見直しをすべきであるといふのは、教育系の問題としてかねてから指摘されてきた、文科省はそこを強調したのであると後日言いましたが、文章はあきらかにそうではありません。国立大学では人文社会系はもういいからもうちょっと身軽になって轉身しなさいと、受け止められ、社会的にも反発が起きました。日本学術会議もすぐに批判的な声明を出しましたし、日経の社説もけしからんと言いましたし、企業経営者も、これはけしからん、文系の教育なくしてちゃんとした企業経営者なんか出来ないという談話をだしました。大学の学長も現場から批判的な意見を発しました。文科省も、高等教育局長が学術会議に説明に来たり、色々なメディアにも説明をしたり、批判を受けて苦慮をしているという報道が行われたわけですが、最終的に当事者である大学はどう対応したか。

2015年7月にNHKが人文社会系学部をもつ42大学から回答を得たアンケートの結果があります。国立は86大学ありますが、人文社会系の学部のない大学もあります。それによると42大学のうち、再編して新学部などをつくるが11校。再編を検討するが8校。人文社会系の定員を減らす6校。教育目標を明確にする3校。国の方針とはちょっとちがう考えだけれどもとにかく再検討する7校。合計35校がこの通知にそってリアクションをすると答えています。2016年度に入ったところの状況としては、16大学で新学部を作る、教員養成課程をもっていない「ゼロ免課程」はその課程の募集を停止、多くの大学では人文社会系の入学定員を削減という結果になっています。つまり文科省の通知の「指導力」は貫徹しているわけです。社会では大きな反発が生じたと思われませんが、一つの大学は第3期に向けて、文科省と折衝して中期目標・中期計画を文科省の了解を得て作らなくてはならず、その時に「どうするの」と言われれば、文科省の「指導力」は事実上貫徹をする。このように国立大学法人制度における中期目標・中期計画制度は作用するということですね。

そこで「文系の危機」の問題です。私はこれが出た時に別に今更始まったことではないと思いま

した。今更始まったことではないが、ここまであからさまに文科省が言うということは初めてだ。それが適切な事態の評価でしょう。文系の危機問題は「構造的問題」だとレジュメに書きました。そもそも日本の大学政策における自然科学系、特に応用系、工学農学系の優先は、歴史的に「富国強兵・殖産興業」の戦略に基礎づけられる戦前の帝国大学の制度を構造化していました。先ほどご紹介したように、旧7帝大のうちうちの3つの大学には人文社会系学部はありませんでした。これが占領下の戦後教育改革の過程で、日本の大学は職業教育・専門教育に偏っている、もっと自由に考える人文学的な態度を養成すべきであるというアメリカの教育使節団のアドバイスがあって、それにしたがって占領軍は都道府県に少なくとも1つ国立総合大学が必要だ、リベラルアーツ系の学部、エデュケーションの学部を作りなさいと指導した。その結果として、国立大学がそれぞれの都道府県に1つは作られ、そこで人文社会系の学部が展開したということです。総合大学では2年間の教養課程が設けられて、私達の世代は人文・社会・自然の3系列を3科目ずつ取る。それから外国語を2カ国やる。そういう教養課程を通して専門に行きましたが、すでにこの教養課程も大綱化ということで自由化され、教養科目を専門科目と並べてどう位置づけるかというのはそれぞれの大学に任されることになりました。文科省的に言えば、人文社会系の大学教育は私立大学にやってもらえばいい、とくに理工系の人材、研究者の養成は重要だから、これは国立系の学部・大学院でお金かけてしっかりやる、ということなのではないかと思えます。

文科省がある報告書を発表するプレスリリースの中で、ここまで言うのかと思いましたが、「理系人材は付加価値が高くその養成が重要」であるので理系人材の教育にウエイトを置くのだと言いました。国立大学の工学部を出た学生と国立大学の文学部を出た学生は付加価値が違うという。これは分からないわけではない。文系のほうが理系に比べてお金がかかっていない。しかし養成費用のことを言っているのではなくて、付加価値が高いというのは社会にとってです。たとえば、化学系の大きな製造業の人事担当者がある教育雑誌に書いていました。理工系を採用するときにはその専門性をもろん重視して、採用する。文系の採用をするときには専門性に全く何も期待していない。文系の学生については、大学の学部教育で専門の教育を受けてきましたというのは全く意味が無い。そこで何を求めるか。「主体性、独自の発想力、実行力」を持っているかどうかを面接でチェックして採用する。採用した後の社内の人事配置も別に専門性を考慮しないので、こういう力をどこで発揮させるかを判断するという。それでは、人文社会系の専門性を期待する企業というのはどういう企業なのでしょう。大学で専門教育を受けた場合に、理工系の卒業生は文系の卒業生よりも社会的にみて付加価値が高いということを前提に大学政策が行われているという現状は、どのように考えればよいのでしょうか。ここで問われているのは、主体的に受け止めれば、大学における文系の学問、文系の専門教育が社会的にどのように評価されるものを作り出しているのかということだと思います。自分自身も私立大学の法学教育のあり方について悩みました。

レジュメで引用しているのは村上陽一郎さんの文章で、人文社会系の学問の意義を述べたものです。これは「文系の危機」問題が出てくる前のものですが、「自由な思考、広範な人文社会的教養をもった市民の養成に人文社会系学問が基礎を与える」、大学において「真のリベラルアーツ教育」が必要であり、それは「科学の総合的修得、文理の両方に目配りのできる、多様な応用能力をもった市民の養成」を目的とし、これについては人文社会系学問の寄与が不可欠であり、それが人文社会系学問の果たすべき役割だと言うのですが、これに加えて、経済学、経営学、法学、社会学等と専門教育をしている。その専門教育はこれにプラスして各学部の学生に何かを与えることはないのか。与えるべきではないのか。「文系の危機」問題は、こうしてみると、人文社会系の大学教育のレーゾンデートルを問うものであり、当事者が主体的に答えをださなければならない問題だということになります。しかし、政府の政策上の文系軽視は、日本の大学制度の歴史的構造的な問題だと思っています。今に始まった問題ではない。

(4) 「上からの大学改革」のさらなる展開

そこでもう一度「上からの大学改革」を見ましょう。2015年6月に文科省は「国立大学経営力戦略」というものを発表し、これに従って2016年度以降の国立大学法人の第3期に国立大学法人がこなすべき課題を沢山打ち出しています。基本のコンセプトは先ほどご紹介した、「社会変革のエンジン」としての国立大学です。期待してもらいたいけれども、大学にとっては過剰期待でしょう。でもこれに答えると言わないとお金は出ませんよということになるわけです。その経営力戦略の概要は大見出しだけ拾っておきました。「①大学の将来ビジョンに基づく機能強化の推進、②自己変革・新陳代謝の推進、③財務基盤の強化、④未来の産業・社会を支えるフロンティア形成」です。この大項目の下に沢山の課題が掲げられています。国立大学法人の中期計画は、ここで示された諸課題をそれぞれどこで受け止めてどのように実行するかという計画として作られます。もう手取り足取りです。さらに新しい3つの制度が打ち出されました。「特定研究大学」、これは世界で闘う、規制緩和等で財務基盤の強化をはかる大学を選抜する。新領域創成のための「卓越大学院」を選抜する。優秀な若手研究者の優先支援の「卓越研究員」を選抜する。すべて「卓越」というのが付いていますが、要するに国立大学の中の一部を優先的にピックアップして投資を集中する制度です。投資を集中すると言っても投資の大枠は決まっていますから、どこかに集中すれば、どこかの取り分が小さくなるという枠の中の競争にしかすぎません。このような「経営力戦略」を示すことによって、中期目標・中期計画制度を手段として上からの大学改革が、手取り足取りの改革課題の羅列とそれを誘導するための競争的資金配分のシステムによって進められるということですね。ここまで言わないと日本の国立大学は自分で何も考えられないと文科省は思っているのか、とちょっと啞然とします。

皆さん、年俸制は私立大学でどこまで入っているかわかりませんが、年俸制の導入は第2期の終わりの改革課題の中に文科省があげたものです。このような改革課題が示されると、あわせて努力目標が出てきます。たとえば、各大学教員定数の20%の年俸制教員を実現、というように。僕はある会議で文科省の役人がそれを説明したときに、「お聞きしますけれども、前には任期制導入を推進しましたね。若手研究者の任期制を導入して若手研究者のパフォーマンスがどう向上したか、日本の研究水準がどう上がったかということについてデータがありますか。エビデンスはありますか。」「今回また年俸制ですか。これは大学に強制されるわけですが、年俸制を導入する主旨は何ですか。財政的効率化ですか。或いは年俸制教員の研究教育能力のアップですか。」「両方です。」と答えが返ってきました。しかし、「財政効率化はわかりますけれども、教員の研究教育の能力が年俸制導入によって向上するというエビデンスを示してください。どこか外国の大学の事例でもありますか。研究教育能力が向上すると判断して導入するのであれば、そのエビデンスを示してください。」と言いました。もちろん、そんなデータがあるわけがありません。何か改革をしなければいけないと追いたてるが、改革の目的と結果の関係が分析・評価され、改革を進める政策それ自体が客観的に位置づけられるということがない。財政的効率性は、数字ですからはっきりしますが、しかし、これだけだと結果において大学は貧窮するだけでしょう。

この3つの「卓越」制度のうち、卓越研究員は既に2016年度から実施され始めました。文科省は、すべての分野の若手研究者を対象に150人の卓越研究員を選考するという計画です。その手順は、次の通りです。大学・研究機関・企業の研究所などが文科省に対して、卓越研究員を受け入れる用意があることを申告する。たとえば、ある研究所が若手研究者の採用予定があれば、このポストに卓越研究員を受け入れると決めて、文科省に申告する。文科省は、この事前の手配をして、卓越研究員として受け入れるポストを予定した大学・研究機関・企業の研究所等のリストを公示す

る。卓越研究員に応募する若手研究者は、リストを見て、ポストを提供した会社や大学と折衝して、推薦書ももらい、申請書と一緒に提出し、選考をうけることとなります。雇うのは大学や企業です。では、卓越研究員を雇うとどのようなメリットがあるかということ、2年間その卓越研究員に600万の研究費が付く。かつ、5年間、研究環境整備費、これはその卓越研究員を雇用した会社や大学に300万円が渡される。ただし人文社会系はそれぞれこの額の3分の2とされています。この仕組みの下で、文科省による選考（中立的な公的機関によるピアレビュー）が進行中です。この制度の作用としては、ある大学が若手研究者を採用したいと考えて、そのポストを卓越研究員用に申告する。卓越研究員は文科省が選考する。研究所は、ポストを用意して、持参金つきの文科省が選考した若手研究者を任用することとなります。実質的にみれば、若手研究者の任用について、研究所による人事評価ではなく、文科省の選んだ研究者を受け入れることとなります。そういう意味では、この制度は人事権について文科省のコントロールが広がるという作用を有しています。

（５）国立大学法人制度の根本的問題

さて、国立大学法人制度と大学の自治の関係について、すでに問題を指摘しました。文科大臣が中期目標を指示し、それに基づいて大学が中期計画案を策定しそれを大臣が認可する。その中期計画の下で、6年間、毎年次、自己評価を行い文科省に報告してチェックを受ける。このシステムの下で、本当に大学の自主性が守られるのかという根本問題を考えなくていいのか。国立大学法人制度を作る過程から、このことは問題となってきたと思います。私自身は、すでに2期12年この制度を実施した、3期やったら18年間になる、第3期の終わりに、国立大学法人制度の国際的レビューを行ってはどうかと提案しています。さきに触れましたが、ヨーロッパ大学協会は、大学自治の問題で一番の根幹は大学と権限ある公的機関との関係がどうかという点にあると指摘しています。まさにそうなのであって、文科省と大学との関係について、3期18年間の経験に基づいて本当にこれが日本の大学を良くする制度なのかと問題を立て、吟味するべきだと思います。

運営費交付金がずっと減少し、国立大学の教育研究の基盤的経費が不足しつつある。ただし、ここでは公的財政支出の拡大を国立大学のみ視野を限定させず、私学助成の問題も合わせて考えなければならない。法人制度のあり方としては、中期目標・中期計画の策定方式を変えてはどうかと提案しています。現実的かどうかはやってみなければ分かりませんが、少なくとも理念的にはこういうことが考えられるという案です。第1に、中期目標は国立大学全般にわたるものとして文科大臣と国立大学協会が合意のうえ決定する。第2に、各大学の個別の中期目標およびそれに基づく中期計画は大学が作成し、文科大臣と協議の上、「大学契約」として締結する。大学契約は、大学と文科大臣が国民に対して履行の義務を負う。第3に、その契約を実行するために国は大学に対して運営費交付金を保障しなければならない。その趣旨は、国と大学との間で対等の契約関係を結び、双方が契約の履行の責任を国民に対して負うという原理を作ることであり、大学は教育研究活動のミッションを果たすこと、国はそのために財政基盤を保障することが責務となります。今のままでは、ずっと手取り足取りの「上からの改革」で大学の自主的発展が確保されるのか、本当にそれで大学は良くなるかという懸念が大きくなるばかりです。放っておくと大学は悪くなると文科省は考えているかもしれません。そうだとすれば、大学の側が鼎の軽重を問われることとなります。国立学法人制度について私は一貫して疑問を感じて来ていますので、今日はそのお話をさせていただきました。

4. 私立大学の経営問題

（１）私学助成のあり方

最後の問題は私立大学の経営問題です。日本私立学校振興・共済事業団の調べでは、2014年度定員

割れが調査対象587校中265校で45.8%、前年から33校増加しています。大学の帰属収入は、学生の納付金が77%で補助金が11%、やはり補助金の役割は大きいです。帰属収支差額比率と言われるもの、大学帰属収入と支出の差額の帰属収入に対する割合、これが10%以上であることが大学経営上必要だと言われていますが、これがあれば、毎年の黒字分を積み立てて、大学の中長期の課題に備えることができます。このような財政状態を作ることがなかなか難しくなっているということです。私学助成については経常的経費の2分の1まで補助することができるかとされていますが、1980年には29.5%まで行きましたけれど、そこからずっと減少している。

私学助成は3300億円の大体の枠がある。この枠の中での助成のあり方が変化している。一般助成を原則とするはずのところ、特別助成の役割が拡大している。ここに1つの問題があります。一般助成は学生の数など、客観的な基準に応じて一般的に配分されるものですが、近年、特別補助制度が拡大しています。特別補助制度というのは私学全体に均霑するわけではなくて、一定の目的実現のために大学の申請を前提に点数をつけて評点のいい大学に配分するものです。この特別補助制度の拡大は、私学振興の趣旨、つまり私立大学の運営を一般的に助けるために国から助成をする趣旨に反するのではないかとというのが論点です。特別助成の方式は、私学助成に際して、国が助成を手段として私立大学に介入してはならない、という大原則に抵触する恐れがあるからです。専門家の批判は散見しますが、それに止まっているようです。

(2) 18歳人口の変動と高等教育需要

私立大学の経営は、18歳人口の今後の変動に大きく左右されると論じられています。2015年には18歳人口が120万人、4年制大学への進学率が51.5%、今後の推計としてはもちろん減っていくけれども、進学率も上がるだろうから、大学進学者数はそんなに一気に減るようなことはないだろうと予測されています。これからは、進学率について18歳人口を分母に考えるのではなく、大学の社会的プレゼンスを高めるのであれば、年齢に関わりなく、学びのシステムとして社会で役割を果たすことが重要ではないか、つまり生涯教育の場としての大学というのが1つの重要な論点です。私立大学の定員充足率の推移をみると、1992年を起点にしますと2015年までの4分の1世紀の間に、充足率50%未満の大学がゼロから2%、充足率50-80%未満がゼロから17%、充足率80-100%未満が7%から23%に増加しています。また、この間大学の数が大きく増えて、短期大学の4年制大学への転換、入学者減に対応する定員減などを通じて、小規模校が増加し、学生数1000名未満の大学が91から211へ増えています。多くの私立大学は50%未満で定員割れを起こすと補助金が出なくなるので、定員を削減する。つまりスリム化しながら充足率を上げるという大学側の経営対応があつて、まだ倒れるという段階にはなっていない。大学の数は増えながら、定員充足率が下がるという状況が続いている。地域別の充足率の推計をみると、北海道・東北地域では2015年の充足率を100とすると2020年で87、2026年は75です。一番ピンチなのは四国地域で、2015年を100として、2020年に79、2026年に66と推計されています。何れにしても全体として落ち込むということです。そうすると中小規模の大学が地域にあつてそれぞれ定員を充足するということがなかなか難しいという状況が今後生まれてくるわけなので、教育学者などは大学間ネットワークを形成し、そのネットワーク自体が地域の高等教育の1つの拠点になるような新しい仕組みも考えていく必要があるのではないかと提案しています。

(3) 高大接続システム改革問題

これが一番大きい問題かなと思うのは、高大接続システム改革です。私立大学だけの問題ではありませんが、私立大学により大きく作用する問題ではないかと考えています。2016年の3月31日に高大接続システム改革会議の「最終報告」が出ました。ご承知の通りですが、第1に、「高等学校基礎学力テス

ト」を導入する。2019年施行実施するので2018年初頭を目途に「実施大綱」を策定し公表する。第2に、大学入学者選抜改革として、個別の大学の評価テストは2020年度からの実施に向けて2019年初頭を目途に「実施大綱」を策定・公表する。このように、2020年からこの「学力評価テスト」が始まることになりました。高大接続改革において、大学側の選抜方式に求められているのは、現在の選抜方式にスクリーニング機能が無いから、それを高めよ、かつ、スクリーニングするときの基準を知識・技能にとどまらず「思考力、判断力、表現力等」が判断出来るようなものにせよ、こういう要求です。実際に現在の大学入試がどうなっているか。2014年の時点で形態別に見ますと、一般入試、普通のペーパーテストで判定するというのが全体では56.5%、推薦が34.4%。アドミッションオフィス入試、これは大学側の色々な仕掛け、裁量で入れるというのが0.4%という割合になっています。私立大学だけで見ると、一般入試が49.6%で半分以下、推薦が39.7%、アドミッションオフィス入試が10.3%になっています。入学選抜のスクリーニング機能ということを問題にすると、推薦入試やアドミッションオフィス入試が適切な機能を果たしているか、必ず問題になるでしょう。現在のセンター入試の利用は、私立大学にとって任意であり、一定の利用が行われていてもそれが強制されるというわけではありません。しかし、「大学入学希望者学力評価テスト」が実施されれば、これをどう使うかというのが、センター入試をどう使うかということよりもはるかに深刻で重要な各私立大学のアドミッションポリシーの問題として全面化するのではないかと思います。大学に入る学力あるかどうかという試験ですから、このような学力評価は論理的に選抜の前提です。そもそも大学に入る学力があるかどうかを全国一斉のテストで試しますというわけですから。そうすると大学たるべきもの、これを何故使わないのかということになるでしょう。だとすれば、センター試験とはレベルの異なる試験ということになります。これによって個別の大学のアドミッションポリシーに対する国の介入が大きくなると考えられます。

5. 大学はなにをなすべきかーそのあり方を考えるー

まとめとして、以上のような状況の中で「大学は何をすべきか」について感想の域をでませんが、いくつかの論点を出したいと思います。これを考えるときに、いつも念頭にある基本問題があります。日本の大学制度は国公私という3つの設置形態の違う大学によって支えられている。その中で量的には私学が8割近いウエイトを占めている。日本の大学をどうするかというときには、国公私の3つの設置形態を持つ大学全体を見渡して、どうすべきかを考えなければならない。特に公財政支出拡大のテーマは、国立と私立の格差だけを問題にしても解決しない。地方の国立大学は国立大学法人制度の下で悲鳴をあげています。国立大学の中でもその「自主的な」財政調達の違いがあり、格差が広がっています。地方国立大学は、戦後の新しい高等教育の理念の下で、都道府県に欠けることなく総合大学をということで作られた。私立大学には建学の理念による教育の追求と、他方で深刻化する経営問題がある。それぞれの事情を含めて日本の大学制度全体を考えて、公財政支出の問題、大学のあり方の位置づけを議論しなければならない。国立大学法人制度の問題も、私立大学の管理運営の在り方も含めて、関連して議論する中でより適切な管理運営のモデルを探していくべきだというのが基本的考えです。ここでのまとめは、このことをひとまず置いて、大学側から何が出来るかを整理してみたというものです。

第1に、大学の理念、学問の自由・大学の自治をたえず基本におき、学問の自由と大学の自治を生かす大学の社会的責任を自覚する。このように言ってもお題目に留まるかもしれませんが、自分の大学のあり方を考えるときにはこれがなくては出発点をはっきりしない。ここを明確にして、国の大学政策・文科省の言っているには良いことも良くないこともあると思いますが、これに批判的に向き合って取捨選択をしなくてははいけない。大学は、原則を踏まえた上で、文科省や企業の経営者が言っ

ていることよりも社会的に説得力のある知恵を出して、そして自分達の大学をこうするという事を言わなければならない。大学はその存在意義を、連携し、かつ、個別的にそれぞれ社会に対してアピールしなければならない。

第2に、大学の使命を明らかにし、学内でそれを共有し、対外的にアピールする、「大学の約束」というものを大学で創りだす。私立大学には「建学の精神」と呼ばれるものがあります。多くの大学ではすでに、「大学憲章」、「長期計画」などを策定していますし、国立大学法人は6か年の中期計画を持っていますからそれを具体的な行動プランに移し、市民に分かりやすくアピールする。中期計画というのはそれを見ただけでは無味乾燥で、普通の人はそのようなもの見たくもないようなものですが、それを具体化して地域に対して、私達は6年間こういうことをしますと「約束」する。これは地方の国立大学で先進的な学長さんがやっていることです。大学自身がなにをするかを学内で共有し、かつ、外にもアピールをするということです。ある調べによると中長期計画を持っている大学は、これは有効回答数が206なのでそんなに多くはありませんけれども、約6割ですから、相当に普及しています。

第3に、「学生に何を教えたか What is taught」ではなくて「学生がなにを学んだかWhat is learn」を成果として確定し、評価する。これはある私立大学の学長さんが言っていることをそのまま借りたものです。大学の成果は、学生が何を身に着けたか、学生の能力がどこまで高まったかであって、これを大学が評価して確定しなければならない。教えたからいいだろうではだめだというわけです。なかなか難しいことだと思いますが、ここでの考え方としては、先ほどフンボルトの理念として触れた研究と教育の統一、学生もまた研究するように学ぶのだということだろうと思います。教育学の専門家が一番気にしているのは、日本の大学生は世界の中で一番学修時間が少ないこと、これは日本の将来にとって非常に危機的なことだと言います。学修時間は自分で調べ、考え、蓄積するという時間ですから、そのような時間を増やす指導とカリキュラムが必要です。「学生の生涯を支援する大学」、これはある地方国立大学の学長を務めたぼくの友人が大学の目標として示したものですが、大学に入ってきたのはその学生にとっては偶然かもしれないけれども、その学生が4年間この大学で育っていく、その先にその学生の未来がある、その学生の生涯を支援する立場から大学は色々なことを考えなくてはいけないという、この議論にはなるほどと感じさせられました。

第4に、教師集団が大学コミュニティー構築に主体的な役割を果たすこと。大学の社会的責任を果たすという活動は、誰が担うのか。大学コミュニティーとして、学長がトップリーダーで全部決めてくればよいということでないとするれば、役割を果たしうるのは教師集団です。実際に学長のリーダーシップが適切だと、教師集団が形成されて学長を支え、学長と一緒に大学づくりが進むということが経験的には存在しています。教師集団が中心にならないと職員との協働も、学生との関係の構築も進みません。教師集団の中の分業と協業も必要です。誰かのところに仕事が集中するということでは上手く行かない、全体で手分けしながらそして一緒にやっていく。こういうことに習熟して進めなければならない。学部教授会や全学の教師集団が関与する委員会など、大学の運営を担う組織体の役割をどうするかはそれぞれの大学ごとに問題があるし、それぞれの大学ごとに自治的なあり方を基礎づけるべく取り組むべき課題だと思います。学校教育法上、教授会は審議決定権を持たない。学力認定についての諮問機関に矮小化されてしまいましたが、それは法律上の話です。たとえば、教授会で人事を決めるのは法律違反だと文科省は言いますが、實際上、個別の大学の運営の中では大学の中で実質的な運営ルールを作ることができる。多くの大学ではそのような工夫をしているのではないかと思います。そういう実質的ルール作りは教師集団が中心になる以外にはない

もう一つは専門をこえる科学者・大学人としての活動、そのためのネットワークを作ることです。個別の大学のことだけを考えると日本の大学システム全体をどうするか、その中で個別の大学

がどう位置づけられているかということについての視野を欠くことになるので、個別の大学を超えたネットワークを作る中で、大学の使命と課題を論じ、必要な改革案を作るような教師の集団を地域で作る、さらには地域をつなぐ全国の連携を組織することが求められているのではないか。これも先ほど紹介した友人が目標としたことに「地域の苦悩を共有する大学」があります。教師集団が大学コミュニティの中心になって、大学の力を1つにして、そして同時に地域と連帯し、地域社会に大学を開いて、また地域の大学間の連携・協力も作っていく。そうすることによって、地域の高等教育システムが地域の苦悩を共有する、その中で個別の大学が新しい役割を果たすという循環ができないか。

これで最後にいたします。ある小規模地方私立大学学長の経営方針という文章を読みました。この大学は、本当に小規模で学生数が2000名、1学部6学科で文系の大学です。明治の中期頃に出来た女学校を母体にして、戦後 女子短期大学になり、最近4年制の大学に転換したという歴史です。ここで、ご紹介しようと思ったのは、この学長さんは元文科省の役人として、国立大学法人化を進めるときに中心的な役割を果たしました。私も仕事上の付き合いがかなりありましたので、行政の側から大学の現場に身を置き換えてなにをいうのかなと興味をもちました。かれは、カトリックのクリスチャンで、その縁もあってこの大学の学長になったようです。その文章によると、本学の存在意義は、①建学の精神に基づく特徴ある教育機会の提供、②地域の進学機会を保障し地域に人材を提供する、③生涯学習機会の提供とそれを通じたコミュニティ形成への貢献、とあります。さらに大学経営に必要なことは、①「本学の誇る強み」を共有する。これは大学コミュニティが共有の主体とですね。②学びと成長の結びつきを実感させる。これは学生に対して。③教員の力を引き出す、④職員の力を引き出す、⑤在校生・卒業生・サポーターの力を引き出す。そして⑥地域・社会の力を取り込む。そして、ここが紹介しようと思った理由なのですが、最後に「学長としての自分の挑戦」とあり、それは大学にボトムアップが可能かに挑戦することだと言います。教員の皆さんは「時流に流れるな、部局で十分に議論して」という、これは正論だ、とはいえ、日本全体のトレンドはいうまでもなく、トップリーダーシップの強調だ、しかし、「自分はこの正論を正面から受け止めてやってみる」という決意表明です。文科省の現役に聞かせたいですね。この小さな地方私立大学の経営方針にも、その存在意義と経営に必要なことが普遍的メッセージとして示されているように思いました。

今日の話は論点が多岐に渡り、ちょっと飛ばしたところもありましたので、わかりにくいところも残ったかと思いますが、以上で話を終わらせていただきます。ありがとうございました。（終）

講演会での質疑

○参加者

お話の中に出てきたヨーロッパの大学と日本との違いに愕然とする思いである。ヨーロッパの大学の理念や伝統は何によって支えられているのか。もう一つは、国立大学法人化と2014年学校教育法「改正」はどのような関係にあるのか。

○廣渡

ヨーロッパの大学の基本理念は、誰かに命令された結果ではなく、組織が社会の変化に自律的に対応してきた結果形成されてきたのだと思う。しかしながら、ナショナルな観点から大学をコントロールしようという動きはヨーロッパにもある。近年、ドイツでは、州によっては「財団型大学」、すなわち、外部者で構成される理事会が学長を任命し、トップを大学のコミュニティから切り離しているところもある。2014年学校教育法改正もこれと同じ発想である。

とはいえ、ヨーロッパ大学協会（47カ国加盟）のような国際的な組織では、大学のあり方を検討するためには大学それ自体を自主的に判断できる能力を持つものにしなければならないということになる。これは大学自治の理念や歴史ということももちろんあるだろうが、現実に社会主義統制経済が失敗したことなども背景にあるだろう。

2014年の学校教育法「改正」の際、国立大学法人法も「改正」された。改革のターゲットとされたのはトップが教学・経営の最終権限を持つ国立大学である。学長選考会議が学長の選考基準を定め、中間評価を行うようになる。学長選考のあり方を変え、「社会変革のエンジン」とされた国立大学を変革することがねらいだろう。

○参加者

現在政府が進めている高大接続改革の本当の狙いは何か。それから、現政権は教育とマスコミ、文句を言う可能性ある組織をコントロールしようとしているように思われる。そのために国立大学の改革を進め、私立大学もそのあおりを、あおりとばかりいえない面もあるが、受けているように思う。

○廣渡

下村元文科大臣は、「文系の危機」問題に絡んでインタビューを受けたとき、「国立大学だけではなく、私立大学にも改革は必要だが、私立大学は難しい」と答えている。文科省は基本的に国立大学だけでなく私立大学にも同じような改革をやってほしいと考えている。国立と私立の違いは、私立が独自の運営機構を持っているということです。

文科省の行動原理は、改革をやって文科省が得をするかどうかです。高大接続改革をやれば、「高校基礎学力テスト」という新しいテストが生まれます。「大学入学希望者学力評価テスト」も、現在のセンター試験以上に大学は利用しなければならなくなるでしょう。文科省の仕事、権限は明らかに増えます。私立大学のアドミッションポリシーに対する介入も厳しくなるでしょう。「うちの大学は入るときは学力が低くても、4年間でこれだけ育てるんだよ」というのが通用しなくなる。「入学希望者学力評価」ですから。ドイツのアビトゥアのように送り出す方が学力を評価するものではありません。大学はどんな者を入学させるべきなのか考えていかなければなりません、本当に難しい問題です。

○参加者

日本の大学進学率をOECD平均並に上げるといっても、各国の事情はさまざまである。大学を出たけれども、終身不安定な職を渡り歩く人間をつくっておいて、高等教育の進学率を上げていくことにどんな意味があるのか。

○廣渡

高大連携改革は大学進学率を上げるためのものではなく、上がった結果出てきた問題をどうするかというもの。「学士力」をどうするか、日本の大学を卒業した者にどんな学力を保障するかという議論があり、日本学術会議で分野別の参照基準をつくった。国際的な大学生の学力テストをやろうという動きもある。文科省はその先手を打った。そのためにも入学時点でつけるべき力を測ろうというのが高大接続改革のねらいである。

○参加者

大学院も質の低下が明らかであるのに、さらに増やそうとしている。一方で、高校を出ても安定した職に就き生活していくことができない。そういう現状を、一国のあり方としてどうするか考えていかなければならないのではないかと。

○廣渡

一般的には、高等教育を受ける人の割合が増えることは望ましいことだと思う。ドイツのように「手に職」のシステムがない日本で、高卒で放り出された場合、果たして社会に受け入れる場があるか。私は基本的には高等教育進学をポジティブにとらえて議論していきたいと考えている。

○司会

議論は尽きないが、時間なので終わりたい。大学進学率をいまより下げろという人はここにはいないと思う。経済的な理由で進学を断念している人もいる。では、どういう大学・高等教育ならより多くの人が進学するにふさわしいものかといえるのか。そうした教育を社会がどのように支えていくのか。政府が明確なビジョンを示せない中、私たちのような民間の研究の意義は大きいと思う。

長時間に渡って、講演と質疑応答をしていただいた廣渡先生に拍手で感謝したい。（会場拍手）

閉会のご挨拶

北海道高等教育研究所 代表理事 姉崎 洋 一

本日は、廣渡清吾先生にお越しいただき、北海道高等教育研究所1周年にふさわしく「大学の理念と大学の危機-地方における高等教育を考える-」と題してご講演をいただきました。先生は、講演開始前の経歴紹介にありましたように、東京大学社会科学研究所所長、東京大学副学長、第21期日本学術会議会長（人文社会分野で初）を歴任され、日本を代表する学者の一人です。

沢山の著作をお持ちの先生ですが、私はほんの僅かですが、『知的再生産構造の基盤変動』（2009年）、『学者にできること-日本学術会議のとりくみを通して』（2012年）を拝読しました。印象に残っているのは2点でした。

一つは、先生は「科学技術」の定義について、科学技術基本法の第一条が「科学技術（人文科学のみに係るものを除く）」としていることを批判され、**Science Based Technology**（技術に基礎づけられた科学）という面だけではなく、**Science and Technology**、すなわち、自然科学、人文科学、社会科学を総合した「学術」としての科学技術を提唱されています。

二つには、学術研究における、人文社会科学の役割と責任を強く提起され、物事を進めていく場合の羅針盤、総合的判断のことに言及されています。研究者が自分の興味関心だけで研究に突き進むことは、今日のご講演で言われた「学術のための学術」「制約のない真理の探求」の一つの側面ですが、他方では、「社会のための学術」という制約との葛藤をもちます。この両者を統一するためには、視野の広い教養と倫理が不可欠となります。

このことは、昨今話題となっています科学技術の両義性（DualUse デュアルユース）論をかざして日本学術会議のこれまでの「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」（1950年総会）、「軍事目的のための科学研究を行わない」（1967年総会）という姿勢を見直そうとする動きを考える場合の示唆となるものです。「デュアルユース」論とは、科学の成果は民生用にも軍事用にも使えるという両義性をもつから、軍関係からの予算であっても軍事研究とは限らないという理屈です。そうした考えから、軍事研究を一概に否定せず、道を開こうとする日本学術会議の現大西隆会長の言動があるだけに、廣渡先生の識見は重要といえます。

さて、先生の今日のお話は、大学が置かれている現状の統計データ解析、大学の理念と大学像の歴史的総括、国立大学法人制度の特徴と問題構造、私立大学の経営問題、大学はなにをなすべきかという、大変に視野広く展開頂きました。すべてに触れるわけにはいきませんので、北海道からの視点と

いう制約をつけて、私が受けとめたのは8点でありました。

第一は、ご指摘頂いて改めて自覚しましたが、北海道の大学（4年制）の大学進学率（2015年）において、男女比の差が全国で最大（41.6%、男子48.3%、女子34.5%、全国51.5%、男子55.4%、女子47.4%）という数字です。男女とも進学率が、全国平均より低いだけでなく、女子に固有の困難や障壁があることです。女子の専門学校進学の高さ、家庭の経済条件、道内の地域間格差など、重要な研究課題を提起頂いたといえます。

第二は、「北海道は、文系割合（56.3%）、私学割合（72.9%）が平均（文系62.8%、私学84.8%）より低く、また他県への流出割合（31.6%）が平均（56.8%）よりもかなり小さい」というご指摘です。これは、北海道の大学の国（公）立理系依存型という面とともに、私学の歴史性の浅さ、経営基盤の弱さであり、かつ別データが示すのは、道内の高校生の私大進学選択者の6割は、道外に向かうという道内私大の吸引力の弱さがあるといえます。この改善も本研究所の研究課題です。

第三は、日本の大学改革は、行革が出発点であり、「上からの大学改革」であるというご指摘です。言い換えれば、内発的ではなく、外発的であり、政府主導という点です。ヨーロッパ大学協会が「大学のガバナンスとは、大学の自治、学問の自由、そして制度的アカウンタビリティに強く関連付けられるもの」、「制度的自治こそが」「キーKey」（2009/10）と述べているのとは対照的です。

第四は、「文系の危機」問題は構造的問題とご指摘頂いた点です。日本の大学は「富国強兵・殖産興業」の自然科学（応用系）の優先政策をいまだに引きずり、企業は、理系人材の養成の「付加価値」を語り、文系には「専門性は期待していない」とする政策は、自由な思考と広範な人文社会的教養をもつ市民の育成、文理の両方に目配りできる市民を生み出せないものであり、この国の脆弱性となるものです。

第五は、大学コミュニティの変容をもたらす危険性のご指摘です。近年の学長＋ステークホルダー論は、知の共同体の研究と教育の統一を破壊し、経営独裁体制をもたらすものといえます。2014年の学校教育法と国立大学法人法改正は、大学ガバナンスを学長に集中させ、教授会自治を空洞化させるものです。専制的リーダーシップ論は、対外的パフォーマンスの見栄えがよいが、砂上の楼閣とのご指摘は重要です。

第六は、地域の共同ネットワークの重要性のご指摘です。教師集団だけでなく、職員、学生、地域との連帯、専門を越える科学者・大学人としての活動とネットワークの組織化が提起されました。ややもすると、グローバルランキング競争、外部資金獲得競争、就職率向上競争にのみ突き走り、明け暮れる排他的大学経営からは見えてこない課題です。「地域の苦悩を共有する大学」は、大学間の連携を求めています。当研究所の課題です。

第七は、学生を中心においた大学改革というご指摘です。従来型の、教え込み型（what is taught）の教授法から、何を学んだか（what is learned）を重視する、学生が主人公となって学びを組み立てるという提起は、昨今の底の浅いactive learningの奨励とは一線を画する内容を求めています。また、単に大学を数年間利用して通過する存在という学生像ではなく、求めに応じていつでも「学生の生涯を支援する大学」という目標事例の紹介は、示唆的なものでした。ちなみに、その理念を提起したある大学の元学長は、広渡先生と小生との共同の友人でもありました。

第八は、質疑の中で出た、「高大接続プラン」（文科省2015）、中教審「最終報告」（2016.3）による大学入試改編問題です。大学入試センター試験の廃止、2つの新テストの提唱がされていますが、事柄は、初等中等教育と高等教育の接続の問題であり、日本における学校体系や教育課程の再編に関わる根幹的な問題です。国際的には、大学入学資格問題でもあります。従来の「選抜接続」（入試）から「教育接続」（入学資格、教育課程）に変わり得るのかも問われています。教育

政策は、大学や高校の種別化を進めています。その中で、高校教育課程終了時の18歳段階の共通「学力」をどのように定義するのかが不明です。大学入試改編は、中教審答申後の政策迷走もあり、文科省の本気度や実際の実現の可能性が問われ、国大協、私学関係者、高校側などとの利害関係調整もあります。質疑にもあった高校を排除して大学の動員をはかるだけにならないよう、また私学の反対意見も重要です。研究所としても今後、この検討が求められているといえます。

以上、閉会挨拶としてはいささか長くなりましたが、広渡先生に深甚の感謝を申し上げ今日の会を閉じたいと思います。

参加者からの感想

「大学の理念と大学の危機－地方における高等教育を考える－ (廣渡清吾東京大学名誉教授)」に参加して

北海道高等教育研究所 顧問 高杉 巴彦

大学大衆化社会における大学や大学生の質保証の前提として、廣渡さんが言われるように「大学コミュニティ論」が重要であると思われます。その際の学長等のリーダーシップの在り方や、教師集団の中で主体の形成をどのようにするか議論を、具体的なガバナンスのシステムとして展開して理念倒れにならないようにすることが肝要でしょう。

また教職協働論のはき違えが、教員・職員双方に見られますので、実践的に解決することが今求められます。

とりわけ大学における政策策定システム及び全学合意システムを作り上げる努力なしには、「大学コミュニティ論」は画餅に帰するでしょう。

何より「大学コミュニティ」による学生教育については、その大学が育成する学生像を特徴的に際立たせ、全学で確認・共有する作業を行う大学の力量が問われているのではないのでしょうか。

廣渡清吾氏講演

「大学の理念と大学の危機」を拝聴して

北海道高等教育研究所 理事 十倉 宏

「大学の理念と大学の危機」をテーマとして、日本の大学が現状をひもとき、そこに横たわっている課題を多くの視点から俯瞰してみせた示唆に富む講演会であった。そこには筆者として改めて捉え直した内容がいくつかあったので列記してみた。

第一は「日本の大学の現状」の中で高等教育への公財政支出が国立大学に偏重していることを、国立大学運営交付金や私学助成の実績から一人当たり助成額として導きだしたことである。まず東京大学の元副学長の経歴を持つ方がこのことを指摘したことに意外性を感じた。加えて、国際比較との関連では、実費負担額から日本の私学の学費がいちばん高いという実態を示した。これからの日本の高等教育への公財政支出の考え方や、いま政策論議されている給付型奨学金政策にどのように影響するのかといったことに思い巡らせた。

さらに社会人学生については、「私立大学の経営問題」として「18歳人口の変動と高等教育需要」の中で言及し、「学びの年齢は固定される必要はない」とし、「社会人の大学進学に道を拓くシステムが重要」と強調した。このことは18歳人口の長期低減の中で高等教育の展望を語る際には比較的多く持ち出されるテーマである。長期履修制度や奨学金制度等の充実など、社会人の入学環境の整備に向けた課題に向け各大学がどれだけ積極的に取り組んでいるかは、改めて気になる内容であった。高校を終える18歳の若者たち、そして高等教育への進学率50%台の今、社会人学生として今後どのように高等教育で学ぶ機会を持つのかというテーマにも直結する話題であったように思う。

「地方における高等教育を考える」に関連した部分では、北海道・東北地域の大学の総定員からみた充足率の推計として、四国地域とならんで減少率が高い状況が説明された。この状況をふまえて、今後は中小規模大学が地域のネットワークでそれ自体が地域の拠点とするような試みを提言した。個別大学の建学の精神といった存立のあり方と今後ますます進展が予想される地域のネットワーク化に、大学の使命や独自性がどのように関わりを深め整合性を高めていくのかといったことに関心を持った。これらの背景には、10年、20年後の日本の地方人口減少と地方大学の維持発展との今後の関係性に大きな難問があることにも気がつかされた。さらに人口集中地帯の大学の定員確保と、地方大学等の定員不足の恒常的問題にやがて折り合いをつけなければならない時期が到来しそうにも感じた。

大学のあり方とも密接に関連する「高大接続システム改革」のなかでは、入学判定において「大学入学希望者学力テスト」の比重が高められ、今後、文科省の介入が大きくなるとの見通しを語った。過日、筆者が参加したシンポジウムではあるパネラーが「大学版の学習指導要領が出てくる事態を避けなければならない」と語り、大学に対して警鐘を鳴らす趣旨の発言があったのを思い返した。大学改革の超加速化を象徴するようなテーマであったように思う。

最後に「日本の大学ガバナンス改革の問題」関連では、学長と教授会との関係性について、特に国立大学法人で、学校教育法が改正され大学運営において学長のトップダウン方式が求められてきている状況が説明された。ガバナンス強化の成立条件として、今般改正された大学設置基準の「SDの義務化」がセットとなって政策誘導されているとの憶測がある。このことの関係性に言及されなかったのは、筆者としては多少心残りの感があった。